

美里町学校部活動の地域移行における基本的な進め方

1. 背景

美里町では、令和7年4月から土曜日、日曜日及び祝日の中学校の部活動が原則実施されないこととなります。

町では、中学校で部活動が行われなくなった後においても、地域のスポーツ活動や文化・芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）を運営する個人・団体に協力を求めながら、生徒が地域クラブ活動に親しむことができる環境を整備していくこととしております。

1週間の活動	月	火	水	木	金	土	日
令和5年度	中学校部活動						
令和6年度	中学校部活動【任意加入】						
令和7年度	中学校部活動【任意加入】					地域クラブ活動など	
将 来	地域クラブ活動など					地域クラブ活動など	

※令和6年度から部活動への加入は任意となっており、地域クラブ活動への参加も同じく任意となる。また、部活動と地域クラブ活動の両立や休憩日の設定など上記の形態以外の活動も想定される。

2. 地域クラブ活動への参加

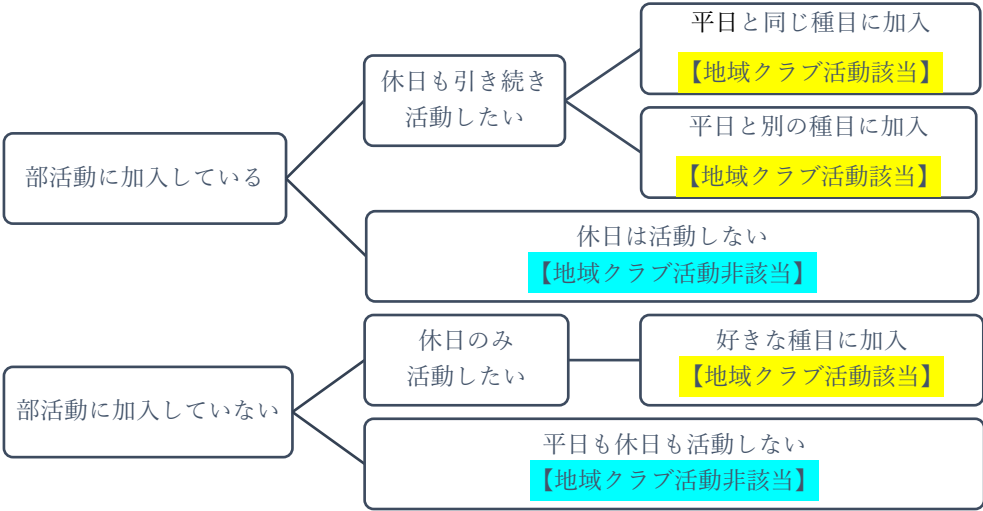
これまでの部活動が、今後、段階的に地域に移行されていくことに当たり、次のようなケースなどが想定されます。

- ①スポーツ少年団の活動に参加する。
- ②スポーツ少年団以外のスポーツクラブ（体育協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等）の活動に参加する。
- ③文化・芸術活動を行っている個人または団体の活動に参加する。
- ④保護者等が中心となって、生徒のために地域クラブ活動を新たに行う活動に参加する。
- ⑤保護者等以外の個人または団体が生徒のために地域クラブ活動を新たに行う活動に参加する。

生徒はこうした活動に参加することによって、地域クラブ活動に親しむ機会を持つことができます。また、①から⑤の団体で生徒を受け入れる地域クラブ活動を運営する個人・

団体を増やしていくことが、生徒の地域クラブ活動に参加する機会の確保につながっていくものと考えられます。

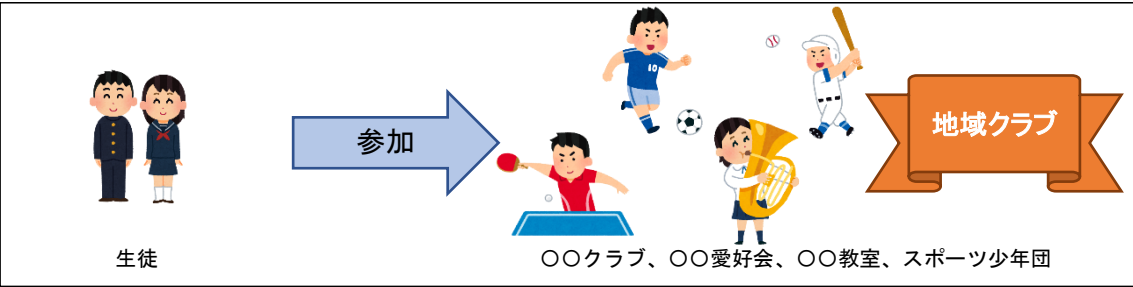
中学生の地域クラブ活動への参加イメージ



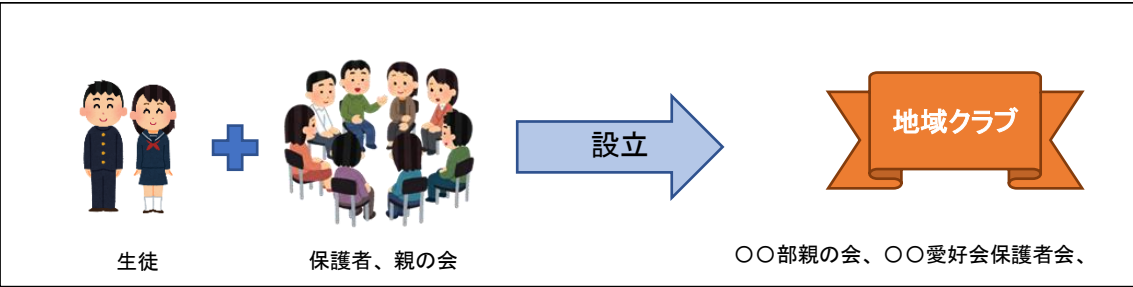
※「地域クラブ活動該当」の方が各種団体に参加した場合、美里町地域クラブ活動として登録可能となる。

地域クラブ活動への参加パターン

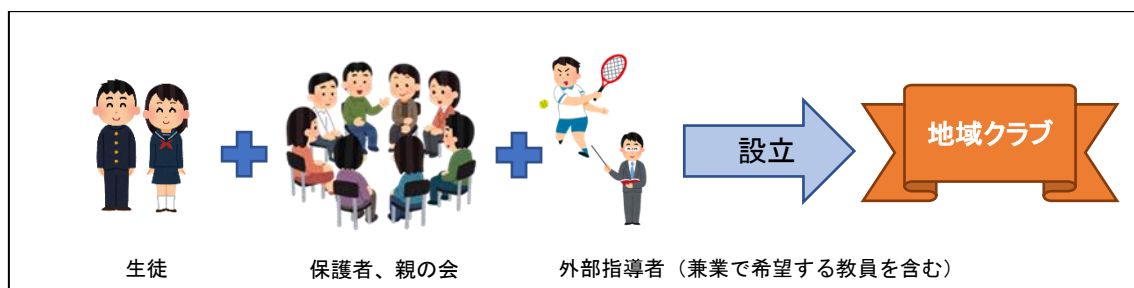
①、②、③スポーツ少年団、既存クラブ活動等に参加する場合



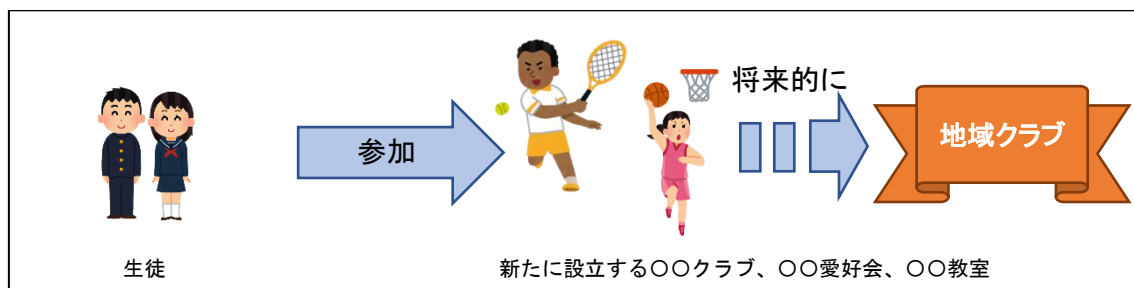
④保護者等が設立する場合（保護者が指導する場合）



④保護者等が設立する場合（指導を依頼する場合）



⑤保護者等以外が行っている活動に新たに参加する場合



3. 地域クラブ活動の要件

（1）指導者の確保

町は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動を行うに当たり、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する必要があると考えることから、地域クラブ活動における指導者については、「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第1版）」（令和5年3月宮城県・宮城県教育委員会。以下「ガイドライン」という。）に準拠した指導者を確保することを原則とし、地域クラブ活動はガイドラインに準拠した生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めるものとします。

（2）休養日の設定

生徒の心身の成長に配慮し健康的な生活を送れるよう、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。また、1日の活動時間については平日は2時間程度、学校の休日は3時間程度とするものとします。

（3）会費の設定

地域クラブ活動の運営団体等は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲において、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。また、活動の維持・運営に係る予算及び決算を明らかにするものとします。

（4）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体等は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入するよう促し、事故等が発生した際に補償が受けられるようにするものとします。

4. 学校との連携等

地域クラブ活動は、集団の中で仲間と切磋琢磨することや学校の授業とは違った場所で活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から教育的意義を持ちうるものであり、学校部活動との連携も大切です。地域クラブ活動と学校部活動の間では、指導者が異なる場合が想定されることから、活動方針や活動状況、スケジュール等について情報共有・共通理解を図るものとします。

町及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術活動団体の活動内容等の情報を生徒・保護者に周知するとともに、生徒自身が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整備するものとします。

地域クラブ活動は、学校と協働・融合・連携することにより、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図るものとします。

5. 学校部活動の今後の展開

令和7年度から、生徒が学校で行うスポーツ、文化芸術活動については平日のみを部活動として行い、休日の活動については地域クラブ活動として行うことから、実施可能な種目から地域移行を行っていく予定としております。

平日の地域移行については、今後、生徒の休日の過ごし方の実態や意向を把握しながら地域への展開を検討します。

6. 主な取組の方向性

<生徒・保護者に対して支援する事項>

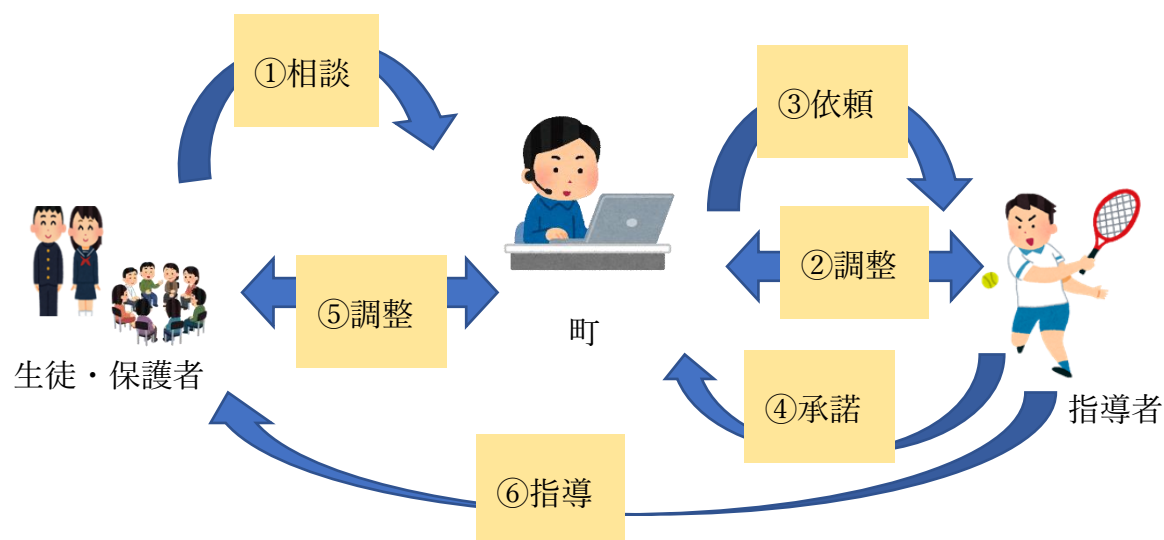
地域クラブ活動団体の情報収集・情報発信



地域クラブ活動に関する各種相談窓口



(例) 指導者派遣を希望する場合のイメージ



<地域クラブ活動団体に対して支援する事項>

入会、入団を希望する生徒の紹介



公共施設の利用減免



※認定基準は「3. 地域クラブ活動の要件」を満たす必要があります。

※「3. 地域クラブ活動の要件」はガイドラインに準拠した内容となっています。

なお、ガイドラインは以下の QR コードから確認できます。

